

様

愛媛県知事

報 告 徴 収 書

認定生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第21条第2項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。

本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第29条第2号の規定により処罰されることがあります。

記

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、〔関係資料を添付して〕提出すること。
報告の期限	年 月 日